

別表

(1) 介護・訓練支援用具

種 目	対象者			性 能	価 格 上限額	耐用 年数
	(障害状況)	(年齢)	(その他)			
特殊寝台	下肢機能障害2級以上 又は 体幹機能障害2級以上	18歳以上 (者のみ)		使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	154,000円	8年
特殊マット	下肢機能障害1級 又は 体幹機能障害1級 知的障害A判定	3歳以上	常時介護を要する者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	19,600円	5年
特殊尿器	下肢機能障害1級 又は 体幹機能障害1級	学齢児以上	常時介護を要する者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。	67,000円	5年
入浴担架	下肢機能障害2級以上 又は 体幹機能障害2級以上	3歳以上	入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者	障害者を担架に乗せたまま、リフト装置により入浴させるもの。	82,400円	5年
体位変換器	下肢機能障害2級以上 又は 体幹機能障害2級以上	学齢児以上	下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	15,000円	5年
移動用リフト	下肢機能障害2級以上 又は 体幹機能障害2級以上	3歳以上		介護者が重度身体障害者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年
訓練いす	下肢機能障害2級以上 又は 体幹機能障害2級以上	3歳以上 18歳未満 (児のみ)		原則として付属のテーブルをつけるものとする。	33,100円	5年
訓練用ベッド	下肢機能障害2級以上 又は 体幹機能障害2級以上	学齢児以上 18歳未満 (児のみ)		腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	159,200円	8年

(2) 自立生活支援用具

種 目	対象者			性 能	価 格 上限額	耐用 年数
	(障害状況)	(年齢)	(その他)			
入浴補助用具	下肢機能障害 又は 体幹機能障害	3歳以上	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年
便器	下肢機能障害 2級以上 又は 体幹機能障害 2級以上	3歳以上		障害者が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	9,850円	8年
頭部保護帽	平衡機能障害 又は 下肢機能障害 又は 体幹機能障害 又は 知的障害		知的障害者についてはてんかんの発作等により転倒する危険性がある者 オーダーメイドについてはレディメイドで対応できない者	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの。 A スポンジ、革が主材料のもの B スポンジ、革、プラスチックが主材料のもの	オーダーメイドについては A 15,656円 B 37,852円 レディメイドについては A 12,768円 B 30,870円	3年
T字状・棒状のつえ	平行機能障害 又は 下肢機能障害 又は 体幹機能障害 又は 心臓機能障害 又は 呼吸器機能障害		比較的障害の程度が軽度であり、つえの使用により歩行機能が補完される者。心臓機能障害者については、ペースメーカーを装着していない者。呼吸器機能障害者については、人工呼吸器を装着していない者。	歩行時に身体を支え、安定させられるもの。	町長が必要と認め た額	3年

別表

種 目	対象者			性 能	価 格 上限額	耐用 年数
	(障害状況)	(年齢)	(その他)			
移動・移乗 支援用具	平行機能障害 又は 下肢機能障害 又は 体幹機能障害	3歳以上	家庭内の移動において 介助を要する者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 (1)障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 (2)転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000円	8年
特殊便器	上肢障害2級以上 又は 知的障害A判定	学齢児以上	知的障害A判定については訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者	足踏みペダルや上肢の軽微な動作により温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8年
火災警報機	障害等級2級以上 又は 知的障害A判定		当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	15,500円	8年
自動消火器	視覚障害2級以上 又は 下肢機能障害2級以上 又は 体幹機能障害2級以上 又は 平衡機能障害2級以上 又は 心臓機能障害1級 又は 呼吸器機能障害1級 又は 知的障害A判定		火災時の避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	28,700円	8年
電磁調理器	視覚障害2級以上 又は 知的障害	原則 18歳以上	視覚障害者については、視覚障害2級以上の者のみの世帯、及びこれに準ずる世帯に属する者、若しくは、自立生活に向けた訓練等のため使用する者であって必要と認められる者。	視覚障害者及び知的障害者が容易に使用し得るもの。	41,000円	6年
歩行時間延長 信号機用 小型送信機	視覚障害2級以上	学齢児以上		視覚障害者が容易に使用し得るもの。	7,000円	10年
電子式歩行 補助具	視覚障害2級以上	学齢児以上	白杖、盲導犬等と本用具を併用することにより、移動の困難が軽減されると認められる者	超音波、レーザー光線等を利用して、物体までの距離を音や振動で表現する歩行補助具であり、視覚障害者の歩行補助として実用性があり容易に使用し得るもの。	79,000円	5年
音声 ICタグ レコーダー	視覚障害2級以上	原則 18歳以上 (者のみ)	視覚障害2級以上の者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者、若しくは、自立生活に向けた訓練等のため使用する者であって必要と認められる者。	タグ(記録媒体)にリーダー(読取器)をかざすことにより、予めタグに録音した音声を聞き取ることのできるものであり、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	59,800円	5年
聴覚障害者 用屋内信号 装置	聴覚障害者2級	18歳以上 (者のみ)	聴覚障害2級の者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	87,400円	10年

(注) 自動消火器、電磁調理器、聴覚障害者用屋内信号装置については、1世帯につき1台の給付とします。

別表

(3) 在宅療養等支援用具

種 目	対象者			性 能	価 格 上限額	耐用 年数
	(障害状況)	(年齢)	(その他)			
透析液加温器	腎臓機能障害 3級以上	3歳以上	自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	51,500円	5年
ネブライザー	呼吸器機能障害 3級以上 又は 同程度の身体障害		用具が必要と認められる者	障害者及び介護者が容易に使用し得るもの。	36,000円	5年
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害 3級以上 又は 同程度の身体障害		用具が必要と認められる者	障害者及び介護者が容易に使用し得るもの。	56,400円	5年
酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障害	18歳以上(者のみ)	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの。	17,000円	10年
視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害2級以上	学齢児以上	視覚障害2級以上の者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	9,000円	5年
視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上	18歳以上(者のみ)	視覚障害2級以上の者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者で、用具が必要と認められる者	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	18,000円	5年

(注) 呼吸器機能障害3級以外の障害により、ネブライザー又は電気式たん吸引器の申請する場合は、各種証明書が必要です。

視覚障害者用体温計(音声式)・視覚障害者用体重計については、1世帯につき1台の給付とします。

(4) 情報・意思疎通支援用具

種 目	対象者			性 能	価 格 上限額	耐用 年数
	(障害状況)	(年齢)	(その他)			
携帯用会話補助装置	音声機能障害 又は 言語機能障害 又は 肢体不自由	学齢児以上	発声・発語に著しい障害を有するもの	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。	98,800円	5年
情報・通信支援用具	上肢機能障害2級以上 又は 視覚障害2級以上	学齢児以上		上肢機能障害者、視覚障害者用のパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト。(パーソナルコンピュータ本体は含まない。)	100,000円	ソフト5年 付属機器4年
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)	18歳以上(者のみ)	必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	383,500円	6年
点字器	視覚障害			標準型 A 32マス18行 両面書真鍮板製 B 32マス18行 両面書プラスチック製	A 10,712円 B 6,798円 (点筆を含む価格)	7年
				携帯用 A 32マス4行 片面書アルミニウム製 B 32マス12行 片面書プラスチック製	A 7,416円 B 1,699円 (点筆を含む価格)	5年
点字タイプライター	視覚障害2級以上		本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	63,100円	5年

別表

種 目	対象者			性 能	価 格 上 限 額	耐 用 年 数
	(障害状況)	(年齢)	(その他)			
視覚障害者 用ポータブル レコーダー	視覚障害2級以上	学齢児以上		A 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。 B 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。 C カセットテープを録音、再生できるテープレコーダーであって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	A 85,000円 B 35,000円 C 23,000円	6年
視覚障害者 用活字文書 読み上げ装 置	視覚障害2級以上	学齢児以上		文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	99,800円	6年
視覚障害者 用拡大読書 器	視覚障害	学齢児以上	本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。	198,000円	8年
視覚障害者 用時計	視覚障害2級以上	18歳以上 (者のみ)	音声時計については手指の触覚に障害がある等のため、触読式時計の使用が困難な者	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	音声式のものは 13,300円 触読式のものは 10,300円	10年
聴覚障害者 用通信装置	FAXについては 聴覚障害 又は 音声機能障害 又は 言語機能障害 テレビ電話については 聴覚障害2級 又は 音声機能障害3級 又は 言語機能障害3級	学齢児以上	コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者(音声機能障害及び言語機能障害については、発声・発語に著しい障害を有する者)ただし、テレビ電話については、手話のできる者	FAXについては、写真・図表・文書などの画像を画素に分解し、それを電気信号に変換して通信回線を用いて伝送するための装置。 テレビ電話については、通信回線を用いて、音声及び画像を送受信できる携帯電話以外の機器であり、手話が鮮明に写し出せる機能を有している単独型のテレビ電話器本体。	FAXについて は40,000円 テレビ電話につ いては71,000円	5年
聴覚障害者 用情報受信 装置	聴覚障害		本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの。	88,900円	6年
人工喉頭	喉頭摘出			笛式(呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。) 付属品気管カニューレ 電動式(顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き音源化するもの。) 電池充電器を含む	笛式 5,150円 気管カニューレ付 8,343円	4年
					電動式72,203円 (電池・充電器込)	5年

別表

人工鼻(埋込型人工喉頭)	喉頭摘出		常時埋込型の人工喉頭を使用する者に限る	常時埋込型の人工喉頭を使用するのに必要な消耗部品で障害者が容易に使用し得るもの。(HMEフィルター(カセット)、フィルター(カセット)を気管孔に取り付けるもの、気管孔への水の侵入を防ぐ器具および気管孔装着用アクセサリ(接着剤、剥離剤)等。)ただし、本体部分を除く。	1か月23,760円	-
障害者用電話(貸与)	聴覚障害者2級	18歳以上(者のみ)	外出困難な身体障害者(原則として2級以上)	聴覚障害者等が容易に使用し得るもの。	83,300円	-

別表

種 目	対象者			性 能	価 格 上限額	耐用 年数
	(障害状況)	(年齢)	(その他)			
ファックス (貸与)	聴覚障害者3級 音声・言語機能障害3級	18歳以上 (者のみ)	コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者	聴覚障害者が容易に使用し得るもの。	7,700円	—
視覚障害者用ワードプロセッサ (共同利用)	視覚障害者	学齢児以上	主に、情報の入手を点字によっている者	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの。	1,030,000円	—
点字図書	視覚障害		主に、情報の入手を点字によっている者	点字により作成された図書。	町長が必要と認められた額	—

(注) 聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置については1世帯に対して1台の給付とします。

(5) 排泄管理支援用具

種 目	対象者			性 能	価 格 上限額	耐用 年数
	(障害状況)	(年齢)	(その他)			
ストーマ装具 (ストーマ用品、洗腸用具)	直腸機能障害 又は ぼうこう機能障害		ストーマ造設者	蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。 ラテックス製又はプラスチックフィルム製	1か月8,858円	—
				蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする。 ラテックス製又はプラスチックフィルム製	1か月11,639円	
収尿器	高度の排尿機能障害			男性用 収尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。ラテックス製又はゴム製 A 普通型 B 簡易型	男性用A 7,931円 男性用B 5,871円	1年
				女性用 A 普通型 (耐久性ゴム製採尿袋を有するもの) B 簡易型 (ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付)	女性用A 8,755円 女性用B 6,077円	
紙おむつ等 (紙おむつ、洗腸用具、サラン、ガーゼ等衛生用品)	1 概ね3歳未満に発症した脳原性運動機能障害による肢体不自由者 2 ストーマの著しい変形若しくはストーマ周辺の著しい皮膚のびらんによりストーマ装具を装着できない者 3 先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排便、排尿機能障害 4 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害	3歳以上			1か月 12,000円	—

別表

(6) 住宅改修費

種 目	対象者			性 能	価 格 上 限 額	耐 用 年 数
	(障害状況)	(年齢)	(その他)			
居宅生活動作補助用具	下肢機能障害3級以上 又は 体幹機能障害3級以上 (洋式便器への取替えは 上肢機能障害2級以上)	学齢児以上		障害者の移動等を円滑にする用具で、 設置に小規模な住宅改修を伴う次に掲げるもの。(1)手すりの取り付け(2)段差の解消 (3)滑り防止及び移動の円滑化等のため の床又は通路面の材料の変更 (4)引き戸等への扉の取り替え (5)洋式便器等への便器の取替え (6)その他前各号の住宅改修に付帯して 必要となる住宅改修 なお、給付は原則として1回とする。	200,000円	—